

産業教育委員会

【委員長】下田良秀 【副委員長】小野由美子
【委員】影山正直、笠井 浩、望月 昇、一条義浩、石橋広明、小池智明
(補正予算2件、請願1件)

●原油等の価格高騰で苦慮する事業者への対応は

問 経済変動対策貸付金融事業の利子補給金として500万円を増額するとのことですが、どのような内容ですか。

答 新型コロナウイルス感染症対応枠に加え、今回は、昨今の原油・原材料価格の高騰に対応するための新たな貸付枠を創設し、貸付額3億4000万円程度に対する利子補給を見込むものです。

●富士山フロント工業団地第2期整備事業に係る県負担金の返還金受入れと減額の要因は

問 県企業局の造成工事費用が想定よりも少なく済み、事業費の総額が昨年度までに支出した県企業局事業負担金を下回ったことから、負担金返還金を受け入れるとともに、今年度の負担金も全て減額するとのことですが、どのように費用が抑えられたのですか。また、造成に当たり、用地取得面積が当初よりも増えて完成に至ったのはどのような理由からですか。

答 県企業局が造成工事を行う際、国から無償で良質な土砂の提供を受けたことや、ドローンによる測量等、効率的な手法を用いたことなどから、費用を大幅に縮減することができたと伺っています。また、当初は、本工業団地の用地取得面積を買収が必要な民地のみとしていましたが、整備に伴い、用地取得費用が生じない市の管理する無番地道路を追加したことや、既存の道路との境界を調整したことにより、面積が増加したものです。



▲富士山フロント工業団地

建設消防委員会

【委員長】山下いづみ 【副委員長】吉川隆之
【委員】小山忠之、川窪吉男、遠藤盛正、高橋正典、鳥居育世、小沢映子
(補正予算1件、条例1件)

●監視カメラの有効活用で悪質な土砂搬入の抑止を

問 土地利用対策費を23万円余増額し、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に違反する事業地のうち、3か所に監視カメラを設置し、土砂の搬入状況の監視及びデータ収集等を行うとのことですが、これまでに設置した監視カメラによる成果をどのように捉えていますか。

答 これまで行っていた職員による現場の監視では違反行為を確認できないことが多くありましたが、監視カメラの設置後は、映像を基に違反した盛土の現場確認を行うことで、事業者に対し効率的な指導ができるようになりました。また、警察と情報を共有することで、違反事業者の摘発につなげることができるなど、大変有効な手段であると考えています。

●市営住宅への入居手続きの際、連帯保証人を確保できない方への現状の対応は

問 連帯保証人の確保が困難な方の入居手続きを円滑にするため、家賃債務保証制度を導入し、家賃債務保証業者との保証委託契約の締結によっても入居が可能となるとのことですが、連帯保証人を確保できない方に対する現状の対応はどのようなものですか。

答 原則としては、市内在住の親族1人の保証人を必要としています。市内在住の親族がいない場合には、市外在住の親族1人と市内在住の知人1人の合計2人とするなど、それぞれの事情に合わせて柔軟に対応しています。

請願

シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置を求める請願

◇産業教育委員会にて審査◇

【請願趣旨】
令和5年10月から消費税における適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されると、シルバー人材センターでは、会員に支払う配分金に係る消費税を仕入税額控除できないことから、新たに預かり消費税分の納税義務が生じることとなる。しかし、センターは収支相償を旨とする公益法人であり、これを賄う財源がないため対応に苦慮している。

高齢者の就業機会を確保し、センターが安定的な事業運営を継続できるよう、会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の適切な措置を国が講ずるよう求める意見書の提出を求める。

【審査結果】採択

本制度が消費税に係る経理処理や取引の透明性を高めることは理解できるが、センターの消費税負担が増大し、会員配分金の減少につながるおそれもあり、現場で働く会員を軽視した制度のようにも感じるとの意見や、仕事に生きがいを感じている高齢者に対し、今後も適切な就業機会を確保するためには、センターの安定的な事業運営が必要と考えたとの意見があり、本請願については採択すべきものと決し、本会議において委員長報告ごおり決しました。

福祉保健委員会の所管事務調査 中間報告

「放課後児童クラブにおける一括運営業務委託の状況について」、8月10日、9月2日、9日、30日の計4日間、調査を行いました。

8月10日 ●児童クラブごとに決算書の作成・開示を

問 委託法人では児童クラブごとの決算書及び照査簿は作成していないが、市では各児童クラブ単位の経費内訳書や総勘定元帳を確認しているとのこと。元帳があるのならば児童クラブごとに決算書等を作成すべきではないでしょうか。

答 決算書では法人本部を維持するための一般管理費が含まれていないことから、児童クラブごとに決算書等は作成していませんが、人件費や消耗品などの経費の内訳は把握しています。

要望 児童クラブごとの決算書を開示し、利用料等がどう使われているかを保護者や支援員に確認してもらうことは納得感につながり、また、自分事として捉えられるようになるので、今後は、児童クラブごとの決算書を作成するよう委託法人に求めてください。

9月2日 ●新たな委託先選択に際し、要件を設けた理由は

問 既に現委託法人に移行している児童クラブが新たな委託先を選択する場合には、利用児童の保護者の3分の2以上の支持を必要としたのはなぜですか。

答 他の委託先の選択により、市は現委託法人が被る不利益に対する責任を負うことになり、また現委託法人も、相次いで同様の事象が起こる可能性に強い不安を抱いています。そのため、運営事業者の変更という大きな方針転換には、より多くの保護者の支持が必要と判断し、このような厳しい要件を設定しました。

9月9日 ●新たな委託先決定に際しては、総合的な判断を

問 保護者向けアンケートの結果は参考程度にとどめ、新たな委託先の決定における総合的な判断においては旧運営委員会が不利にならないよう配慮が必要と考えますが、いかがですか。

答 委託法人の主任支援員会議において、児童クラブの運営では、利用児童や保護者を第一に考えなければならないが、現在は置き去りにされているとの意見が出ているため、利用児童や保護者が納得できるよう保護者向けアンケートを実施することとしました。ただし、それは何かを決するためではなく、保護者の大方の意向を確認するために行うものです。市としてはあくまで中立な立場であり、利用児童と保護者のことを考えながら協議し、進めていきたいと考えています。